

第8次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準  
について（報告）

平成29年 月 日

三重県環境審議会 水質総量削減部会

## 目 次

1	総量削減計画【別添資料あり】	1
2	総量規制基準【別添資料あり】	1
3	調査検討の状況	2
	(1) 水質総量削減制度	2
	(2) 総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定について	3
	① 第8次総量削減計画（案）における削減目標及び目標達成 のための取組等	3
	② 総量規制基準の改定	4
	(3) 調査検討の経過	5
4	三重県環境審議会 水質総量削減部会委員名簿	6
	平成28年1月25日付け諮問文書	7

## 第8次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準について

平成28年1月25日付けで三重県環境審議会に三重県知事から諮問され、本部会で調査検討を行ってきた「第8次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準」について、次のとおりとりまとめを行いました。

### 1 総量削減計画

平成26年度を目標年度とした第7次水質総量削減においては、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を達成することができたものの、伊勢湾においては、環境基準達成率が低く、大規模な貧酸素水塊も発生しているため、今後も水環境改善を進める必要があると考えられます。

平成31年度を目標年度とする第8次水質総量削減の実施にあたっては、人口及び産業の動向、汚水等の処理技術の水準、下水道等の生活排水処理施設の整備状況等を勘案し、別添の『総量削減計画(第8次)【最終案】』により、一層の汚濁負荷削減を図ることが妥当と考えます。

### 2 総量規制基準

総量規制基準が適用される指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、これまで7次にわたる水質総量規制によりかなりの削減が図られてきた実績を踏まえ、最新の処理技術動向等も考慮し、別添の『総量規制基準【改定(最終案)】』とすることが妥当と考えます。

### 3 調査検討の状況

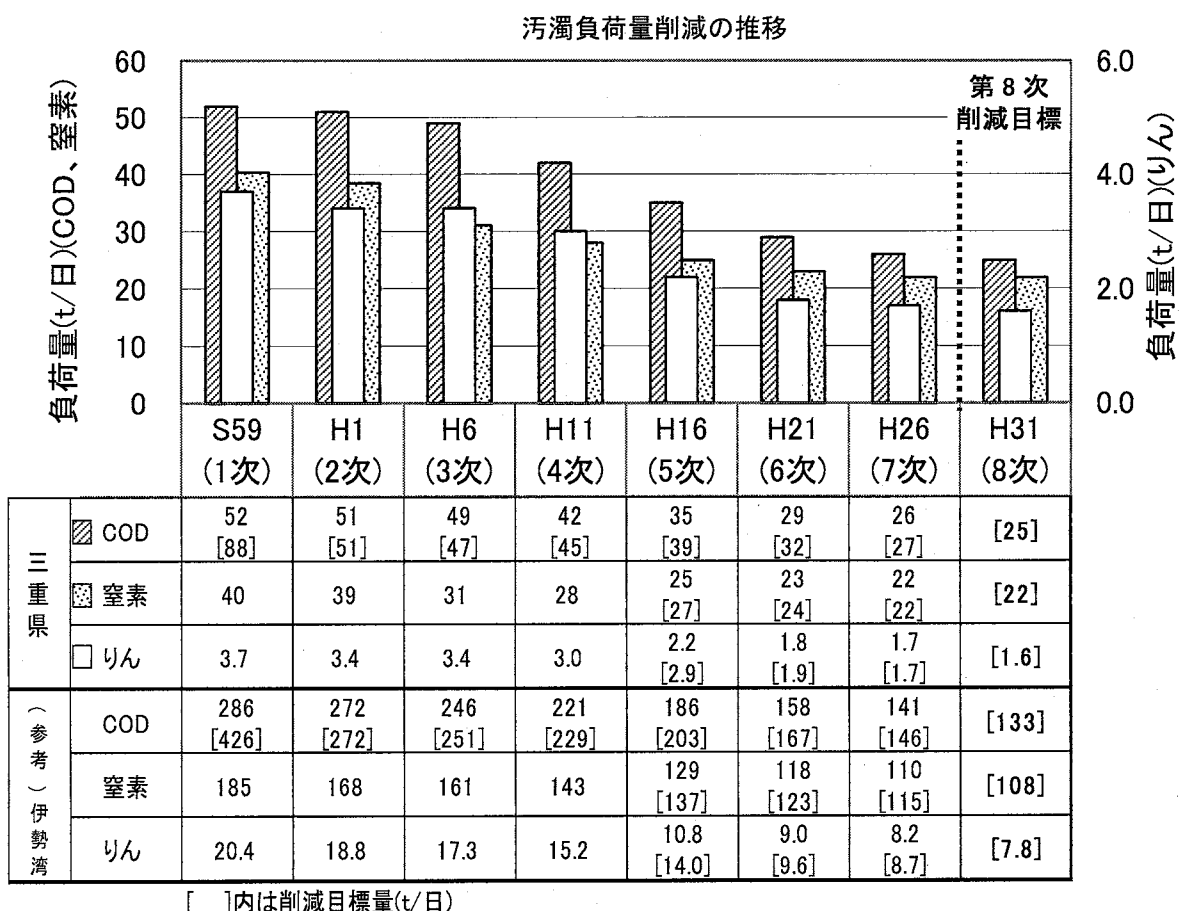
#### (1) 水質総量削減制度

水質総量削減制度は、東京湾や伊勢湾等の人口、産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和53年に「水質汚濁防止法」の改正により導入されました。

この制度においては、環境大臣が、削減目標量、目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を総量削減基本方針として定め、これに基づき、関係都府県知事が、削減目標量を達成するための総量削減計画を定めることとされています。

伊勢湾では、昭和54年の制度導入以後、三重県、愛知県及び岐阜県において、それぞれ総量削減計画等を策定し、COD、窒素、りんの汚濁負荷量の削減に取り組んできました。

水質総量削減等の取組により、伊勢湾に流入する汚濁負荷量は、制度開始当初と比べて半分程度まで削減されており、河川におけるBODの環境基準達成率は、近年90%以上で推移しておりますが、伊勢湾におけるCODの環境基準達成率は、未だ50%前後に留まっています。



国の「第8次水質総量削減の在り方(H27.12中央環境審議会答申)」においても、伊勢湾については、環境基準達成率が低く、大規模な貧酸素水塊も発生しているため、今後も水環境改善を進める必要があるとされ、また、その対策の在り方として、きれいで豊かな海の観点から、総合的な水環境改善対策を進めていく必要があるとされています。

## (2) 総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定について

平成28年9月、環境省から「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(伊勢湾)」が示されました。当該方針に基づき、三重県における削減目標量、総量削減のための方途を定める「総量削減計画」及び工場、事業場の排水規制に係る基準値を定める「総量規制基準」について、調査検討を行いました。

### ① 第8次総量削減計画(案)における削減目標及び目標達成のための取組等

平成31年度を目標年度とする第8次総量削減計画(案)における汚濁負荷量の削減目標量については、国の総量削減基本方針の中で示された三重県の削減目標量を発生源ごとに設定しました。

基本方針における県別削減目標量(トン/日)

	COD	窒素	りん
岐阜県	34	29	1.8
愛知県	74	57	4.4
三重県	25	22	1.6
総量	133	108	7.8

三重県における発生源別の削減目標量(トン/日)

	COD	窒素	りん
生活系	11 (12)	7 (7)	0.7 (0.8)
産業系	11 (11)	5 (5)	0.6 (0.6)
その他	3 (3)	10 (10)	0.3 (0.3)
計	25 (26)	22 (22)	1.6 (1.7)

削減目標量の数値は、COD及び窒素は1トン単位、りんは0.1トン単位で記載しています。※( )内は平成26年度の実績値

生活系:生活排水やし尿処理場等人の生活に起因する発生源

産業系:工場・事業場等の産業活動に起因する発生源

その他:田畑、畜産農業、養殖漁業等のその他に起因する発生源

第8次総量削減計画(案)の目標を達成するための方途としては、総量規制基準の改定による工場、事業場に対する排水規制の強化のほか、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備など、多様な主体との連携のもと、次のような取組としています。

- 下水道、各種集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進
- 環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理等の推進
- 干潟・藻場及び浅場の保全・再生等、藻類増養殖等の推進
- 情報発信、普及・啓発

## ② 総量規制基準の改定

工場、事業場が一日に排出する汚濁負荷量の許容限度（総量規制基準）については、平成28年9月の環境省告示で示された基準値の範囲内において、業種や排水量等の区分ごとに排水処理技術の動向、排出水の実態、これまで取られた措置、原料の性状や工程等を勘案し、基準値の設定を行いました。

なお、今回の改定案については、必要に応じて、該当業種等に係る工場等へのアンケート調査等も行いながら、基準見直しの妥当性等を精査しています。

総量規制基準(C値見直し一覧)

項目	項 番号	業種その他の区分	C値見直し(mg/L)			
			Co	Ci	Cj	
COD		該当なし				
窒素	111	B 石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	40→35	15	
	116	メタン誘導品製造業		30→25	10	
	149	コークス製造業		545→500	320	
	213	飲食店	イ 400m3/日未満	45→35	20	
	213	飲食店	ロ 400m3/日以上	40→30	20	
	220	病院	イ 400m3/日未満	45→35	20	
	220	病院	ロ 400m3/日以上	40→30	20	
	223	A し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)		60→20	10	
りん	4	非金属鉱業		1.5→1	1	
	108	B 無機化学工業製品製造業	りん及びりん化合物製造工程に係るもの	16→8	4	
	117	B 発酵工業	りん及びりん化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの	2.5→1.5	1.5	
	206	B 輸送用機械器具製造業(自動車・同付属品製造工程に係るもの)	イ 400m3/日未満 りん及びりん化合物による表面処理施設を設置するものに限る	5→4.5	1	
	223	A し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)		8→2	1	

※ Co,Ci,Cj：水質汚濁防止法に基づく届出の時期により、適用される基準値が異なります。

〔 COD については、Co：S55.6.30 以前、Ci：S55.7.1～H3.6.30、Cj：H3.7.1 以降  
窒素、りんについては、Co：H14.9.30 以前、Ci：H14.10.1 以降 〕

※ 上記以外の業種等（区分）については、今回の見直しはありません。

### (3) 調査検討の経過

- 平成 28 年 1 月 25 日 平成 27 年度第 1 回三重県環境審議会  
三重県環境審議会への諮問、水質総量削減部会の設置
- 平成 28 年 10 月 7 日 第 1 回水質総量削減部会  
・ 部会長、部会長代理の選出  
・ 現状の把握共有（制度、経緯、国の基本方針等）  
・ 総量削減計画の骨子（方向性）の検討  
・ 総量規制基準の改定方法の検討
- 平成 28 年 11 月 29 日 第 2 回水質総量削減部会  
・ 総量削減計画（案）の検討整理  
・ 総量規制基準（案）の検討整理（基準値の見直し等）
- 平成 28 年 12 月 19 日 ～ 平成 29 年 1 月 23 日  
総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）に対する  
意見募集（パブリックコメント）  
・ 意見提出 0 件
- 平成 29 年 1 月 31 日 第 3 回水質総量削減部会  
・ 意見募集（パブリックコメント）の結果及び対応整理  
・ 部会報告まとめ
- 平成 29 年 2 月 9 日 三重県環境審議会への部会報告

#### (参考) 今後の予定

- 平成 29 年 3 月頃～ 関係市町からの意見聴取、環境省との協議  
平成 29 年 6 月頃 計画等の策定・公表  
平成 29 年 9 月頃 総量規制基準（新增設分）の適用開始  
平成 31 年 4 月頃 総量規制基準（既設分）の適用開始

4 三重県環境審議会 水質総量削減部会 委員名簿

氏 名	所 属・役 職	備 考
いわた まさし 岩田 政司	大阪府立大学大学院工学研究科 教授	部会長
かねこ さとし 金子 聡	三重大学大学院工学研究科 教授	部会長代理
かみなが ゆい 神長 唯	四日市大学総合政策学部 准教授	
くらしま あきら 倉島 彰	三重大学大学院生物資源学研究科 准教授	

五十音順・敬称略



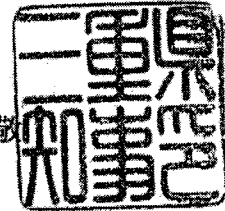
環生第17-338号

三重県環境審議会

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、第8次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準の策定について貴審議会の意見を求めます。

平成28年1月25日

三重県知事 鈴木 英 敬



## 諮 問 理 由

水質総量削減は、人口及び産業が集中し、水質汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、閉鎖性海域に流入する汚濁負荷量の総量を削減するための制度です。伊勢湾については、昭和54年以來、7次にわたり汚濁負荷量の総量削減計画を策定し、対策が進められてまいりましたが、一層の水質改善が必要であることから、国の中央環境審議会において対策を継続することが決定されました。

このため、平成31年度を目標年度とした第8次総量削減に係る三重県の総量削減計画及び総量規制基準を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。